

平成30年2月12日

No.164

〈生き残る仕事〉

2013年英オックスフォード大学のマイケル・オズボーン准教授らが発表した論文の中で「機械が奪う職業・仕事ランキング」で、アメリカの職業を指しているのですが、そのうち日本の職業と同じとは考えられませんが、第2位に会計士がランクインしています。日本では、会計士と税理士の仕事は違いますが、会計業務、財務会計ソフトを利用している点では同じですので、AIによってなくなる職業の上位と考えられます。しかしです。今TICの研修で10ヶ月間、毎日「税理士のための租税法務講座」に参加しています。法学基礎から、憲法、民法、金融法、商法、会社法、行政手続法、租税法です。税理士試験には死念ながら、今回の講座内容は含まれていません。法律は難解です。学ぶ必要があります。「税理士のための租税法務講座」と学ぶのか、今回で第16期で、何故TICには16年前から講座を開講しているのか。お客様である法人は、商法、会社法を守り、取引を行い、経営をしています。民法も関係しています。個人も民法の範囲にあります。憲法9条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」又、憲法94条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。ついでこの講座は早時間で、一部分だけですが、大変難しくつい忘れてしまいます。何故学ぶのか、税法は実は法律であります。それだけではありません。「会計事務所」の存在は、お客様に最も近い相談相手であります。窓口として、お客様に悩み、困ることがあれば、相談相手になり、より専門的な知識が必要ならば、弁護士などの専門家を紹介する。そのために、「会計事務所」は、商法、会社法、民法などの法律知識も必要とする。当たり前の簿記会計知識、財務分析知識、毎年改正のある税法知識、併せて経営分析・助言知識も必要と述べています。だから学ぶ必要があり、TICには色々な講座も提供してくれます。遊ぶ暇はありません。お客様によっては、会計事務所には帳簿作成だけでなく、設備投資などの経営に関するアドバイスを求めてきます。多くの事を求めます。AIで帳簿作成業務は消滅します。しかし、お客様の取引に係る、会社法、民法の知識、毎年改正される税法、経営助言は「生き残る仕事」です。

高林 幸裕